

令和 7 年 3 月 25 日

報道関係者 様

守口市報道提供資料

生活保護法第 63 条にかかる返還金の納付書誤送付について

1. 概要と事実経過

令和 7 年 3 月 5 日（水）、A 氏の親族の方から、市が送付した封筒に市内在住の別の方（以下「B 氏」という。）の「納付書」が混入していたとの連絡がありました。この連絡を受け、同日担当職員が B 氏宅を訪問し、B 氏宛の封筒（未開封）を確認したところ、A 氏の「納付書」が混入しており「納付書」が入れ違いになっていたことが判明しました。

2. 個人情報の内容

A 氏及び B 氏の氏名、生活保護法第 63 条にかかる返還金額

3. 判明後の対応

令和 7 年 3 月 5 日（水）に誤送付であったことを知らせていただいた A 氏の親族に対して、入れ違いがあった一方の封筒は未開封の状態での回収した旨を説明しました。また、令和 7 年 3 月 6 日（木）に B 氏の関係者に対して、誤送付に至った旨を説明した上で、それぞれに謝罪し、ご了承をいただきました。

4. 発生原因

担当職員は、自身の机で同時期に A 氏、B 氏宛に「納付書」を含む通知書類の封入作業を行っていました。以前から個人情報の取り扱いについては、誤送付等がないようダブルチェックするなど職員に周知徹底していたにもかかわらず、このような事案が発生したことについては、チェック体制が形骸化していたことが原因と考えられます。

5. 再発防止について

生活保護情報は秘匿性の高い情報であることを改めて職員に周知するとともに、チェック作業が形骸化とならないよう職員に指導しました。事務処理手順を見直した上でチェック体制の強化に努めてまいります。

問合せ：守口市役所 健康福祉部 生活福祉課

電 話：06-6992-1645 （直通）